
平成26年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 5 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成26年 5 月 21 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	4 番 音嶋 正吾 5 番 小金丸 益明
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	議案第42号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	保健環境部長説明、質疑、討論なし 委員会付託省略、可決
日程第 5	議案第43号 壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正について	市民部長説明、質疑なし、討論なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鵜瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 桝崎 文雄君 事務局次長 吉井 弘二君

説明のため出席した者の職氏名

市長	党党党党党党党党	白川 博一君	副市長	党党党党党党党党	中原 康寿君
教育長	党党党党党党党党	久保田良和君	企画振興部長	党党党党党	山本 利文君
市民部長	党党党党党党党党	川原 裕喜君	保健環境部長	党党党党党	斉藤 和秀君
建設部長	党党党党党党党党	原田憲一郎君	農林水産部長	党党党党党	堀江 敬治君
教育次長	党党党党党党党党	米倉 勇次君	消防本部消防長	党党党党党	安永 雅博君
病院部長	党党党党党党党党	左野 健治君	総務課長	党党党党党党党党	久間 博喜君
財政課長	党党党党党党党党	西原 辰也君	会計管理者	党党党党党党党党	土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

また、平成26年度壱岐市採用職員の傍聴を研修の一環ということで許可しておりますので、あわせて御了承願います。

今期定例会におきましても、夏の省エネ対策の一環としてクールビズを実施いたしております。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は各位の判断に任せることとしておりますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成26年壱岐市議会定例会5月会議を開きます。

これから、議事日程表第1号により本日の会議を進めます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により4番、音嶋正吾議員、5番、小金丸益明議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。5月会議の審議期間は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、５月会議の審議期間は本日１日と決定いたしました。

日程第３．諸般の報告

○議長（町田 正一君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

平成２６年壱岐市議会定例会５月会議に提出され受理した議案は２件であります。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

４月２４日沖縄県那覇市において開催された第８９回九州市議会議長会定期総会に出席いたしました。

平成２５年度決算報告を初め、役員改選では那覇市の安慶田議長を会長に選出、さらに平成２６年度予算が決定されるとともに、各県提出議案５区分２１議案が原案のとおり決定、５月開催の全国市議会議長会へ提出議案３件、予備議案１件が決定をなされました。

次に、５月８日、東京都において全国自治体病院経営都市議会協議会第４２回定期総会が開催され、出席いたしました。

総会に先立ち、総務省大臣官房審議官村中健一氏より公立病院についてと題し、自治体病院の現状、経営状況、公立病院改革の推進などについて講演がありました。

総会においては、平成２５年度決算、２６年度事業計画並びに予算が原案のとおり承認され、役員改選では会長に奈良県奈良市の土田敏朗議長が選任されました。

その後、医師確保対策や自治体病院に係る交付税措置を初めとする、財政措置等の要望決議が採択されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

また、本年４月１日市政施行１０周年を迎えた、西海市が合併１０周年記念式典を５月１１日に挙行され、鵜瀬副議長が出席し、平成の大合併から１０年の節目を県内関係者とともにお祝いしたところであります。

次に、５月１２日対馬市議会国境離島活性化特別対策委員会委員が来島され、白川市長並びに私たち壱岐市議会代表と国境離島特別措置法の制定に向けた意見交換会を行いました。壱岐・対馬・五島の三市が合同で法案制定の早期実現に向けた要請活動について協議をいたしました。

今定例会５月会議において、議案等説明のため白川市長始め、教育委員会教育長に説明委員と

して出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出あっておりますのでこれを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様おはようございます。本日平成26年度壱岐市議会定例会5月会議にあたり、御挨拶を申し上げます。

ことは、春先から大変雨の少ない状況が続いておりました。昨日は、日中雨量45ミリということでございまして、久しぶりのまとまった雨でございました。議員各位、市民の皆様におかれましては、御健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、本5月会議に提案しております議案は2件でございます。

そのうち、議案第42号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本議案については本市の厳しい経済状況等による所得の減少、さらに医療費の増加等によりまして国民健康保険事業については、厳しい状況にあることから財政基盤の確保を図るため、今回、国民健康保険税の税額を一部改正するものでございます。

今改正により国民健康保険加入世帯の皆様には、御負担をおかけすることになりますが、詳細については担当部長から説明させますので、御審議賜り御理解賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 議案第42号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、議案第42号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、上程の議案につきましては、担当部長等に御説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 皆様おはようございます。議案第42号について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める本日の提出でございます。

提案理由としまして、本市の国民健康保険事業の財政運営につきましては、今年度の後期高齢者支援金及び介護保険納付金は、過年度分の精算金により前年度と比較しますと減額となっておりますが、保険給付費は増加しており、全体として歳出が増加しております。

歳入の保険税につきましては、前回の改定時には一時的に増加をしましたが、長引く経済不況による所得の減少等により税収が減少し、実質経常収支は赤字が続いており、非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。

このような状況の中で、平成26年度予算につきましても、保険税の大幅な引き上げを緩和するため、一般会計から2億円の法定外繰入をお願いしたところであります。

一般会計からの繰入後の税率の条例改正につきましては、基準総所得額の把握ができてからお願いすることにしておりましたが、おおむね、予定をしておりました試算額となりましたので、国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、1人当たりの保険税について6.3%を引き上げる内容の一部改正でございます。

次のページをお開きください。

竜崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例、竜崎市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

資料1の新旧対照表1ページをお開き願います。

新旧対照表で御説明をさせていただきます。

左が現行、右が改正案でございます。初めに国民健康保険基礎課税額、いわゆる医療給付分の改正でございます。第3条は所得割額の条項でございます。所得割率を現行の8.4%を8.6%に改めるものでございます。

第5条は被保険者均等割額の条項で、被保険者1人について2万2,000円を2万2,500円に改めるものでございます。

第6条からは、後期高齢者支援金分の改正でございます。

所得割額の条項で所得割率を現行の2%を2.3%に改めるものでございます。

2ページをお願いします。

7条の2は、被保険者均等割額の条項で被保険者1人について、6,000円を6,500円に改めるものでございます。

8条から、介護納付金分の改正でございます。所得割額の条項で所得割率を現行の2.6%を3%に改めるものでございます。

9条の2は、被保険者均等割額の条項で被保険者1人について、9,000円を1万1,000円に改めるものでございます。

9条の3は、世帯別平等割額の条項で一世帯について6,000円を7,000に改めるもので

ございます。

第23条は、それぞれ一定所得以下の世帯に対する7割、5割、2割軽減の額を税額に合わせて定めるものでございます。

3ページをお願いします。

第1号は、軽減判定所得の合計が33万を超えない世帯、いわゆる7割軽減該当世帯に関する規定で、医療給付分被保険者均等割額として、1人について1万5,400円を1万5,750円に、後期高齢者支援金分被保険者均等割額として1人について、4,200円を4,550円に改めるものでございます。

4ページをお願いします。

介護納付金課税被保険者均等割額として、1人について6,300円を7,700円に世帯別平等割額として4,200円を4,900円に改めるものでございます。同条第2号は、5割軽減該当世帯に関する規定でございます。医療給付分被保険者均等割額として、1人について1万1,000円を1万1,250円に改めるものでございます。

5ページをお願いします。

後期高齢者支援金分被保険者均等割額として、1人について3,000円を3,250円に改め、介護納付金分被保険者均等割額として、1人について4,500円を5,500円に、世帯別平等割額として3,000円を3,500円に改めるものでございます。

同条第3号は2割軽減該当世帯に関する規定でございます。

6ページをお願いします。

医療給付分被保険者均等割額として、1人について4,400円を4,500円に、後期高齢者支援金分被保険者均等割額として、1人について1,200円を1,300円に改め、更に、介護納付金分被保険者均等割額として、1人について1,800円を2,200円に改めるものでございます。

7ページをお願いします。

世帯別平等割額として、一世帯について1,200円を1,400円に改めるものでございます。附則といたしまして施行期日は交付の日から施行し、平成26年4月1日から適用し、適用区分としましてこの条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によると経過措置を設けております。

今回の改定は、一般会計からの法定外の繰り入れをお願いした上でのものであり、今後なお一層、医療費の削減に努力していかなければならないと思っております。

現在の国民健康保険事業の状況を市民皆様に周知するとともに、安全・安心のまちづくりの一環

としまして各自治公民館へ福祉保健部を設置していただき、地域で特定健診並びにがん検診の受診率向上の取り組みをお願いし、高血圧、糖尿病等の早期発見による重症化の防止等の取り組みを推進してまいります。

以上で、議案第42号について説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから議案第42号について質疑を行います。質疑はありませんか。
音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 議案第42号、本来ならば当初予算の審議のときに、上げてしかるべきと、こういうふうには私たちは危惧しておったわけであります。

なぜかと言いますと、行政側も一般使用料の値上げがあります関係で、消費税率の関係がありますので、今になって、提案をされ、そして施行日を今年の4月1日にすると、さかのぼってすると異常じゃないですか。先にすべきじゃないですか。何か政治的トリックじゃないですか、完全に。足らないということは、あの時点でわかっていたんですよ。財源不足に陥るということはわかっていたんです。

一般会計からの繰り入れをすべきということも既にわかっていたわけです。今の時点で提案をされた理由についてお尋ねしたい、なぜ、当初予算で上げようとしなかったのか。

○議長（町田 正一君） 保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 音嶋議員さんの御質問にお答えをいたします。

さきの予算の説明の中でも御説明をいたしましたけれども、国保被保険者の国保世帯の所得が把握ができてない状況で、税の上げ幅を決定することができなかったものですから、所得の把握のできた現在でお願いをしているところでございます。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 基本的にはわかっております。課税額がわからないから、国民健康保険もそれに伴って算定をするので、現時点になったということはわかっておりますが、いかにも何かね、政治的なトリックが私はそのように思うわけですね。

使用料が上がる、そして国保も上がる、これではこのタイミングで提案すべきではないないなというふうに判断をされたのかなと、考えるわけですね。ですから、ここはいわゆる、一般会計からの繰入金をもう、どれだけするのかで、もうやるほかないんですね。考え方としては、それか使用料を上げるか、どちらかなんです。

それこそ政治決断ですよ。私はそう考えます。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

政治トリックとか、そういったことは一切ございません。まずそれを申し上げておきます。ところで、先ほどから御説明いたしておりますように、また議員お分りのように当初予算で2億円という法定外繰入をいただきました。そのときに、一般会計の議決が終わっていないのに、国保で2億円の予算を組んで、そしてやるということも一つ同時期でございますから、2億円の繰入はお願いいたしております。

ところで、3月におおよその、税率を決めることは可能であります。しかしながら、先ほど部長が申し上げますように、課税額、いわゆる所得が確定したときにするというのが、きょうの税率でございます。もし、予想で3月にしております、そして、また6月にそれを変更すると、そうなりますと、むしろ市民の方々の不信感を抱くんじゃないか。

例えば、それが3月におおよそということで、税率を決めて、それが高かったとしても、あるいは逆に安かったとしても、低かったとしても私は、市民の皆さんの理解を3月に決めて何で6月にまた変えるのかということは、むしろ、市民の皆様の不信感だと思いますか、不安といいますか、そういったものを抱く原因になるんじゃないかなと思っております。

したがいまして、これは、ことし初めてしたことではございませんで、従前からここ少なくとも、合併して10年間はこの手法でやってきております。議会の皆様方と、もし、この方法がまずいということであれば、また、担当常任委員会等々で揉んでいただきまして、その御決定に従うというふうにいたしたいと思っております。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 課税のあり方で、市長の言われることは正しいのはわかっているわけですね。わかっているわけです。わかっている上で言っているわけです。

一般会計からの、やはり繰り入れで充当するかそれとも、逆に賦課負担ですかね、応益負担いわゆる国民健康保険税を上げるか、どちらかになるのはわかっているわけですが、どんどんですね、今の状態でいけば国民健康保険税、介護保険料を含めて、どんどん値上げということになりはしないかと考えておるわけで、ですから、どこかで政策的な手を打つべきではないかと。それには今言いますように、一般会計の繰入金かやはり国の制度を若干、修正していただくか、高齢化率に合わせた健康保険税の見直し等も考えてもらうか、そういう施策をとっていかないと、やはり、こうした過疎地域においては、住民負担が増してくるんじゃないかと考えておりますので、十分検討いただきたいなと思っております。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問でございますけれども、そういう議員の御意見を裏づけするといえますか、そのために我々は2億円という一般財源を法定外の一般財源を国保に繰り入れているんです。

なおかつ、市民の皆様には、医療費の増高を抑えるために、特定健診を受けてください。そして、ことしは先ほど部長が言いました各公民館に特定健診の目標値それを上回った自治会には自治公民館には、公民館運営費の交付金を増額しますよということを申し上げておるわけでございます。

そのようなことで、やはり、医療費を抑えること、これが取りも直さず国民健康保険税のアップを抑えることにつながります。市民の皆様には、ぜひ、特定健診、そして若年層の方にも、みずからの健康に十分注意をされて検診を早め、早めに重篤化しないようお願いするものであります。

また、先ほど申しますように、常任委員会においてこの賦課方法といいますか時期の問題でございますけれども、それについては、十分、常任委員会で次回の常任委員会で6月会議のときにも、そのことを、ぜひ、私は議論していただきたいと思っております。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

基本的に、これは納付通知書がもう6月には送られますので、時期が間に合わないということも一つあります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第42号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第5、議案第43号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 議案第43号壱岐市税等徴収等の特例に関する条例の一部改正について、壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める本日の提出でございます。

提案理由でございますが、個人住民税の均等割の税率の特例により、平成26年度からその税率が引き上げられることに伴い、壱岐市集合税について地方税法の規定に準じた取り扱いとする必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を次のように改正するものがございます。

改正条文の内容は記載のとおりでございます。改正内容でございますが、東日本大震災を踏まえ、地方自治体が緊急に実施する防災減災事業の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税納付均等割額がそれぞれ500円ずつ引き上げられました。

このため、個人住民税は平成26年度から5,500円となります。一方、地方税法においては、個人住民税が均等割額に相当する金額以下である場合は、その金額を最初の納期とすると定められております。

このため、壱岐市集合税の徴収についても地方税法の規定に準じた取り扱いとする必要があります。

ついては、壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

以上が改正内容であります。

改正条文の新旧対照表につきましては、資料1の8ページに記載のとおりでございます。附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行し、改正後の壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の規定は、平成26年度分の集合税から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから議案第43号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を

省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第43号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。

5月会議において議決されました案件等について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条例の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、平成26年度壱岐市議会定例会5月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 小金丸益明